

令和7年第2回有明広域行政事務組合議会（臨時会）会議録

1. 開催日 令和7年5月28日（水）

2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場

3. 開会 令和7年5月28日 午前10時00分

4. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 代表理事挨拶

日程第4 報告第1号 令和6年度有明広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書の報告
について

日程第5 議案第7号 有明広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第6 議案第8号 有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第7 議案第9号 有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例の制定について

日程第8 議案第10号 令和7年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

日程第9 審査事項の付託について

5. 閉会 令和7年5月28日 午前10時34分

6. 会議録署名議員 5番 浜田 繁次郎 15番 濱崎 久

7. 説明のために出席した者

職	氏名	
代表理事	荒尾市長	浅田敏彦
副代表理事	玉東町長	前田移津行
理事	玉名市長	藏原隆浩
理事	南関町長	佐藤安彦
理事	長洲町長	田成修一
理事	和水町長	石原佳幸
監査委員	近藤克也	

	職	氏名
事務局	事務局長	松野成剛
	事務局次長	城戸正令
	総務課長	隈部啓司
	業務管理課長	浦田武男
	業務管理課事務員	三宮龍也
	総務課財政係長	長田修平
消防	消防長	池田隆昭
	消防次長	平本正義
	総務課長	西村澄生
	予防課長	川富伸二
	消防課長	藤嶽修
	指令課長	村上重徳
	荒尾消防署長	帆足訓宏
	玉名消防署長	山崎伸一
	総務課長補佐兼建設室長	志水史貴

8. 出席議員 (16名)

番 号	氏 名
1 番	古城 義郎
2 番	前田 裕二
3 番	木村 誠一
4 番	野田 ゆみ
5 番	浜田 繁次郎
6 番	立川 信之
7 番	一瀬 重隆
8 番	北本 将幸
9 番	中尾 嘉男
10番	功刀 圭一
11番	林 和廣
12番	西田 恵介
13番	杉村 博明
14番	松井 一也
15番	濱崎 久
16番	亀崎 清貴

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	中村 淳児
記録	長田 享

開会（午前10時00分）

議長 ただいまから、令和7年第2回有明広域行政事務組合議会臨時会を開会し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員につきましては、5番浜田議員、15番濱崎議員、以上、両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。会期は本日5月28日の1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日5月28日の1日限りと決定いたしました。

日程第3「代表理事挨拶」をお願いいたします。

浅田代表理事 議長。

議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 皆様おはようございます。

さて本日は、令和7年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中にご参集を賜り、誠にありがとうございます。皆様方には平素より当組合の運営につきまして格別のご理解とご支援を賜っておりますことに対しまして、深く感謝申し上げる次第でございます。本臨時会に上程をいたします案件でございますが、報告議案1件を含めまして、計5議案をご提案申し上げるものでございます。

各議案の説明等につきましては、事務局及び消防よりご説明をいたしますので、議会におかれましては、慎重なご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 日程第4、報告第1号「令和6年度有明広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。これより、報告を求めます。

松野事務局長 議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 皆様、おはようございます。事務局長の松野でございます。提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号、令和6年度有明広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したので、繰越明許費繰越計算書を調製し報告する。令和7年5月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事 浅田敏彦。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和6年度有明広域行政事務組合繰越明許費繰越計算書でございます。令和7年度への繰越事

業といたしまして、5款 消防費 1項 消防費。事業名、玉名消防署はしご付消防自動車オーバーホール。翌年度繰越額は3,580万5千円でございます。財源の内訳といたしましては、全額一般財源でございます。繰越の事由といたしましては、社会情勢の変動により、車両オーバーホールに必要な部品等の調達に時間を要し、工場全体の工程変更が行われ、履行期限内での完了が困難となったため、令和7年度へ繰越明許費として繰越を行ったものでございます。

なお、繰り越した事業につきましては、令和7年4月22日に完了しております。以上の通りご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議長 これにて報告を終わります。

日程第5、議案第7号「有明広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 はい、議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。議案第7号、有明広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和7年5月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。内容といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、法律の規定を引用しております本条例中の規定に条ずれが生じますことから、その整備を行うものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第5、議案第7号「有明広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第8号「有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 はい、議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。議案第8号、有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和7年5月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事浅田敏彦。

提案理由でございますが、1市4町清掃施設の建設費に係る関係市町の負担割合を定めるために、条例の整備を図るものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合負担金条例の一部を次のように改正する。別表に、次のように加える。区分「1市4町清掃施設建設費」、負担金割合「人口割80%、均等割20%。人口割人口は、直近の国勢調査により官報に公示された確定数人口による。」、関係市町「玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町」を加える。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。本改正につきましては、昨年11月28日の組合議会全員協議会におきまして、今後の施設整備の方向性としてご報告させていただきました1市4町における清掃関係の統合施設建設に係る関係市町の負担金割合を定めるものでございます。

負担金割合を定めるにあたりましては、組合幹事会並びに、統合施設への参入が見込まれる玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町の1市4町で構成された作業部会を開催し、各構成市町の意見を集約しつつ会議を重ねた結果を組合理事会の方へご提案申し上げ、ご審議の上決定いたしております。なお、清掃施設の建設事業に係る負担金割合につきましては、東部環境センターの建設工事及び、基幹的設備改良事業、また、クリーンパークファイブ施設の建設工事並びに、現在進行中の基幹的設備改良事業におきましても、同様の負担金割合が適用されております。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第8号「有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について」は、組合構成市町の一部に係る議案であります。よって、組合規約第8条 第2項に規定する議決の特例事項に該当いたしますので、起立の方法により採決いたします。なお、議長も表決権を有しますので表決に参加いたします。

議案第8号に關係する市町は、玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町であります。最初に、關係市町の表決を採ります。

議案第8号の關係市町・玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町で、原案に賛成の方は、ご起立をお願いいたします。(起立 11名)

ご起立のままお願いいたします。

次に、荒尾市の出席議員で原案に賛成の方は、ご起立をお願いいたします。(起立 4名)
ご着席ください。

組合規約第8条第2項の規定により、關係市町から選出されている議員の、それぞれの出席議員の過半数の賛成を含む、出席議員の過半数に達しておりますので、議案第8号「有明広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第9号「有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例の制定について」を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 はい、議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。議案第9号「有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例の制定について」でございます。有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例を次のとおり制定するものとする。令和7年5月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、1市4町清掃施設の整備資金とするための基金を設置するには、地方自治法第241条第8項の規定により、条例を定める必要があるからである。というものでございます。

議案書の8ページをお願いいたします。有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例につきましては、地方自治法第241条の規定に基づき、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分、委任について、必要な事項を定めるものでございます。清掃施設整備基金条例の設置により、今後の1市4町清掃施設の整備に係る財源の平準化を図り、組合財政の健全な運営に資するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第9号「有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例の制定について」は、組合構成市町の一部に係る議案であります。

よって、組合規約第8条第1項に規定する議決の特例事項に該当いたしますので、起立の方法により採決いたします。議案第9号に關係する市町は、玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町であります。最初に、關係市町の表決を採ります。

議案第9号の關係市町・玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町で、原案に賛成の方は、ご起立をお願いします。(起立 10名)

次に、荒尾市の出席議員で原案に賛成の方は、ご起立をお願いします。(起立 4名)

ご着席ください。

組合規約第8条第1項の規定により、關係市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む、出席議員の過半数に達しておりますので、議案第9号「有明広域行政事務組合清掃施設整備基金条例の制定について」は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第10号「令和7年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、提案理由の説明を求めます。

松野事務局長 はい、議長。

議長 松野事務局長。

松野事務局長 提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお願い申し上げます。議案第10号「令和7年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」でございます。令和7年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,235万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,080万7千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和7年5月28日提出。有明広域行政事務組合、代表理事 浅田敏彦。

補正の主な内容でございますが、婚活事業における国の交付金内示に伴う補正及び山鹿市と

の消防指令業務共同整備に係る基本設計業務委託並びに和水菊水分署庁舎建設工事に係る予算をお願いするものでございます。

議案書の 10 ページをお願いいたします。「第 1 表 歳入歳出予算補正」、まず、歳入からご説明申し上げます。3 款 国庫支出金でございます。補正前の額 5 億 1,628 万 3 千円に 685 万 6 千円を追加し、予算現計を 5 億 2,313 万 9 千円といたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業に伴う、子ども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金の内示に伴う、補正でございます。

次に、4 款 県支出金でございます。補正前の額 771 万 5 千円に 1,149 万 5 千円を追加し、予算現計を 1,921 万円といたすものでございます。内訳でございますが、山鹿市との消防指令業務共同整備に係る基本設計業務委託に伴う、熊本県消防指令共同整備支援事業交付金でございます。

次に、7 款 繰入金でございます。補正前の額 2 億 4,559 万円に 1,820 万円を追加し、予算現計を 2 億 6,379 万円といたすものでございます。内訳でございますが、和水菊水分署庁舎建設工事に伴う、特定目的基金からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、10 款組合債でございます。補正前の額 14 億 9,360 万円に 1 億 2,580 万円を追加し、予算現計を 16 億 1,940 万円といたすものでございます。内訳でございますが、和水菊水分署庁舎建設工事に伴う、起債でございます。歳入については、以上でございます。

議案書の 15 ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。2 款 総務費 2 項 企画費 1 目企画費でございます。補正前の額 3,620 万 7 千円から増減はございませんが、婚活事業に伴う、子ども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金の内示に伴い、財源の組替をいたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業結婚サポートセンターの運営費で、1 節報酬、8 節旅費、11 節役務費、12 節委託料、並びに 13 節使用料及び賃借料におきまして、財源の組替を行うものでございます。

次に、5 款 消防費 1 項 消防費 2 目 消防施設費でございます。補正前の額 1,855 万 4 千円に 1,149 万 5 千円を追加し、予算現計を 3,004 万 9 千円といたすものでございます。内訳でございますが、山鹿市との消防指令業務共同整備に係る高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線整備基本設計業務委託料として、12 節 委託料に 1,149 万 5 千円をお願いするものでございます。次に、5 款 消防費 1 項 消防費 3 目 庁舎建設費でございます。補正前の額 5,272 万 6 千円に 1 億 4,400 万円を追加し、予算現計を 1 億 9,672 万 6 千円といたすものでございます。内訳でございますが、和水菊水分署庁舎建設工事に係る予算として、14 節 工事請負費に 1 億 4,400 万円をお願いするものでございます。

次に、7 款 予備費 1 項 予備費でございます。補正前の額 1,050 万円に 685 万 6 千円を追加し、予算現計を 1,735 万 6 千円といたすものでございます。内訳でございますが、企画費における交付金事業に伴う一般財源組替え分を予備費へ充当いたすものでございます。なお、この財源につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定に基づき、財政調整基金への積立てを行い、翌年度以降の負担金の平準化を図って参りたいと考えております。歳出につきまして

は以上でございます。

戻っていただきまして議案書の 12 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正でございます。事項といたしましては、和水菊水分署庁舎建設事業建設工事監理業務、期間は、令和 8 年度、限度額 650 万円及び和水菊水分署庁舎建設事業建設工事、期間は、令和 8 年度、限度額 2 億 1,600 万円でございます。以上、2 点の事項を和水菊水分署庁舎建設事業に係る経費といたしまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、第 3 表地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、「消防 施設整備事業」、補正前の限度額 2,680 万円、補正後の限度額 1 億 5,260 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上提案理由のご説明を申し上げました。ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

議長 議事の都合により 5 分間休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時33分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第 8、議案第第 10 号「令和 7 年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 「審査事項の付託について」を議題といたします。議会運営委員会から、会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査の申出があつております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和7年、第2回有明広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時34分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

松井 一也

有明広域行政事務組合議会署名議員

浜田繁次郎

有明広域行政事務組合議会署名議員

濱崎 久